

平成25年（ラ）第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

主 張 書 面

2014（平成26）年1月24日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人253名代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

第1 はじめに一原子力規制委員会が原子力発電所の安全性を担保する役割を果たしておらず、司法判断が必要であること一

1 2011年3月11日の東京電力福島第一発電所の過酷事故を経て、従前の原発安全性保障システムを根本的に変革して、住民の安全性を守る役割を果たすべく登場した原子力規制委員会（以下、規制委員会という）であるにもかかわらず、規制委員会の現状はこの役割を果たしていない。

現在、本件大飯3、4号機を含む10基の原発について、新しく定められた安全性に関する各基準に適合しているか否かの適合審査がなされている。その審査はまだ終わっていないが、この審査未了の段階で、規制委員会のメンバーによる「適合」発言がなされたり、再稼動への見通しが語られたりしている。例えば、1月10日の毎日新聞によると、本件大飯3、4号機を現地調査した更田豊志委員は、現在申請のでている10原発について、「基準に不適合とされる原発がでてくるとは想像していない」と公言し、再稼動の結論ありきの姿勢を鮮明にしている（甲228）。

従前の原子力行政機関が「原子力村」と揶揄されるほど電気事業者の利益・主張にそって来たことを反省した上で現原子力規制委員会制度が作られたにもかかわらず、ただひとえに再稼動への旗振り役的行動までとっている事態には、安全性審査への懸念を抱かざるをえない。

2 原発の安全性審査において、地震の問題は深刻な対象である。その最重要な耐震性の判断基準について、従来の入倉・三宅式が日本における歴史的な巨大地震の特徴を反映していないという根本的欠陥が明らかとなり、武村式がその日本の特徴をよく反映して耐震性判断においてより安全性に適合しているにもかかわらず、規制委員会でもともに検討しようとする姿勢がない。

この問題は、抗告人らの平成25年12月3日付主張書面で詳しく主張し、本書面においても第2において指摘しているが、耐震性について根本的反省をせまる問題であり、真剣な討論がなされなければならないのに、曖昧にしようとして

いる。

- 3 相手方は、本件大飯3，4号機について過酷事故が生じた場合、炉心溶融を最大限防止するための措置をとることが新しい審査基準で定められているところ、過酷事故が生じ炉心溶融に至る危険が発生してもその防止に最大限の努力をするのではなく、炉心を溶融させ、その溶融し原子炉容器外に落下した炉心を水で冷やすという形をとっており、基準違反であるにもかかわらず規制委員会では問題にされていない。
- 4 同じく重要な問題として、台場浜トレンチ内の破砕帯が非常用取水路に近い方向に連続している可能性についても、十分な審査がなされていない。
- 5 安全性判断において、F-6破砕帯の問題は活断層か否かについて調査がなされてきたが、種々の意見が出されても活断層ではないという明確な結論が出されていないにもかかわらず、何となく活断層ではないという形でマスコミ報道がなされ、規制委員会もそのまま放置しているが、正に任務放棄の状態といわざるをえない。
- 6 これら、規制委員会において審査されている内容の問題について指摘したが、規制委員会の審理のやり方においても杜撰な方法がまかり通っている。例えば、F-6破砕帯の問題で、その明確な結論を出してから次にすすむという方針を自ら定めながら、前記のように曖昧な形のまま放置してどんどん審理を進めている様は、ひたすら再稼動を早める目的をもって審理しているとしかいいようがない。

以上、規制委員会の審理における内容面の重要点が解決されずに放置されたまま再稼動へ進む傾向や判断内容においては、このような流れと実態をみると、安全性を担保する判断を出すとは考えられない状態である。

規制委員会の実情がかかる状態であり、再稼動が急がれている現状において、住民の安全性を守るためには、司法判断において運転をさせないようにすることが不可欠である。

第2 耐震性の安全基準として武村式の検討がなされようとしていない。

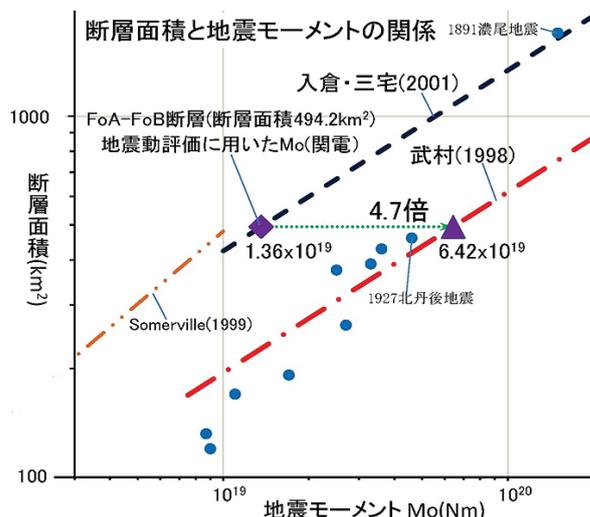
1 抗告人らは、平成25年12月3日付主張書面において、第2.「大飯発電所3号機、4号機の耐震安全性は成り立たない」旨を主張した。そこでは、武村式を甲207の書証をつけて説明している。かつ、重要な問題として、相手方は、耐震重要施設の耐震設計における基準地震動設定には従来の入倉式を採用し、津波による損傷防止における地震動評価には武村式を採用するというダブルスタンダードを行っていることを指摘し、意図的に基準地震動を小さくする方法を採用していることを批判した。

2 規制委員会内部においても、平成25年12月18日の評価会合において、地震・津波安全対策担当の小林安全規制管理官から、相手方から出されている9月18日付資料1-4「大飯発電所 基準津波について」に記載された「すべり量」の数値2.91mをとりあげて、このような確からしい数値が出されているので、それを基準地震動評価にも適用すべきであるとの趣旨を主張された（甲229）。

この主張の意味は、「すべり量」2.91mは、FoA-FoB断層が起こす津波波源について計算されているところ、この断層は同時に大飯原発の基準地震動を算出する同じ震源であることから、基準地震動の算出にも適用すべきであるということである。すなわち小林氏は、津波を起こす地震動評価も、重要施設の耐震性を計算する基準地震動評価も、いずれも武村式を適用すべきではないかという主張を事実上されている。

しかし、委員会としてこの提案はうやむやのままにされている。

3 断層が引き起こす地震モーメント（地震の規模）を断層面積から算出する場合、入倉・三宅の式を使った値に対し、武村式を使った場合の値はどんな断層面積に対しても4.7倍になる（図1）。もし武村式をベースにして



(他の条件を固定して) 基準地震動を評価すれば、地震加速度は基本的に現行の4.7倍になると評価すべきであり、そうすると耐震安全性は根本的に崩れる。

現行では、津波の波源評価については土木学会の指針(甲222 1-34~1-38頁)に基づいて武村式(ただし、断層長さから地震モーメントを求める式)が用いられ、同じ断層でも基準地震動を導くときは入倉式が用いられるという二重基準になっている。地震と津波は福島原発事故を引き起こした当の原因でありながら、未だに二重の評価が行われるとは、まったく納得しがたいことであり、直ちに統一的に武村式によって、地震動評価がなされなければならない。

入倉式が世界中の地震の平均的挙動を表しているのに対し、武村式は日本の地震だけを取り上げて評価した結果である。日本の地震は同じ断層面積でも、世界中の地震と比較して最大の地震モーメントを与えており、その特性を武村式はよく再現している(甲207)。したがって、安全のために武村式を用いて基準地震動評価をやり直すべきである。

4 つまり、単に不確かさの問題として考慮するというような問題ではなく、根本的に耐震基準の見直しが要求されているのである。現に、日本土木学会が「原子力発電所の津波評価技術」の体系化原案(甲222)において武村式を使うよう見解をまとめている。

5 抗告人らの平成25年12月3日付主張書面5頁で、大飯原発の近くを通るFo-A—Fo-Bの断層について相手方関西電力の評価結果と武村式によるMoの計算値の表を掲記している。念のため再度下記に掲記する。

関西電力の評価(基本ケース)(甲223, 3-25頁表より)					武村式による Moの計算値 (N・m)
断層	断層長さ L(km)	断層幅 W(km)	面積 S=LW	Mo (N・m)	
Fo-A—Fo-B	35.3	14.0	494.2	1.36×10 ¹⁹	6.42×10 ¹⁹

Fo-A—Fo-Bが二連動した場合でも相手方の算出する地震モーメントは1.36×10¹⁹であり、武村式は6.42×10¹⁹であるから、地震動は4.7倍となる。

地震加速度は断層面積Sが確定すると地震モーメント M_0 に比例する。Fo-A—Fo-B 二連動の場合、相手方の算出している加速度は700ガルであるが、その4.7倍の加速度となる。つまり、3290ガルであって、耐震重要施設は破壊され破局を招く。

かかる重要問題が提起されているにもかかわらず、規制委員会はまともにとりあげようとせず、うやむやにされようとしている。

第3 相手方の大飯原発3号機、4号機における重大事故対策が違法であること

1 問題の所在

原発事故として想定できる重大事故が起きた場合、被害の拡大を最小限に食い止めるための設備や手順を設けることが種々の法規で求められている。

しかし、大飯原発3号機、4号機における重大事故対策を精査すると、明白な法規違反があることが明らかになった。

法規違反の内容は、いずれも重大事故が起きた場合に備えるべき対策や設備が不十分であるというものである。いずれも、いざ事故が起きた場合の対策が不足しているために、甚大な被害をもたらしかねないものである。

このような対策しか採られていない段階で、大飯原発3号機、4号機を敢えて動かすことは極めて危険であり、保全の必要性がある。

2 設置許可基準規則37条2項違反（炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉容器へ注水する手順等の整備）

（1）相手方が示した重大事故時の対処

原発事故として想定できる最悪のシナリオとして、「大破断LOCAでECCS失敗で格納容器スプレイ循環失敗」という場合が想定されている。

「大破断LOCA」とは、配管等の破損により起こる1次冷却材喪失事故（Loss-of-coolant accident）のうち、破断口が大きい場合をいう。

「ECCS失敗」とは、1次冷却材喪失事故時に炉心に外部から冷却水を注入する設備（ECCS：Emergency Core Cooling System）を働かせるべきところ、その設備が働かない状態をいう。

「格納容器スプレイ循環失敗」とは、上部スプレイから水を散布して格納容器内を冷却するために、下部の格納容器サンプから格納容器スプレイポンプによって水を循環させるべきところ、そのポンプの故障等により循環機能が働かない状態をいう。

このような最悪の事態が生じた場合の対策として、相手方は、2013年（平成25年）10月1日の新規規制基準適合性に係る審査会合において、規制委員会に対し、「炉心損傷前後における恒設代替低圧注水ポンプの注入先について」として、以下のような方式を示した（甲230、44-1頁）

有効性評価「大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗」の対応については、事象発生初期から恒設代替低圧注水ポンプによる注入準備を開始することにしており、恒設代替低圧注水ポンプの注入先については、電動弁2弁を中央制御室から遠隔操作することにより、原子炉容器と格納容器を短時間で切り替えることが可能である。

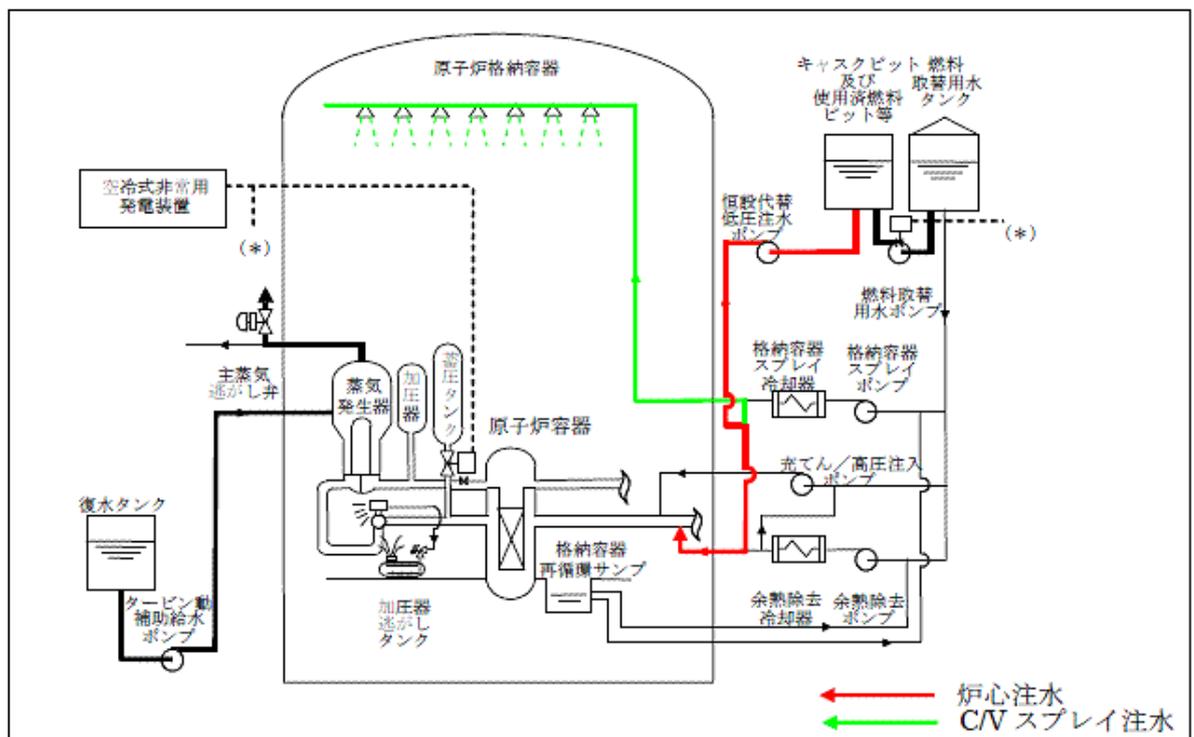
炉心損傷前段階においては、原子炉容器に注入する系統構成としているが、炉心損傷を判断した時点以降は、下記理由により格納容器損傷防止のため、格納容器への注入（原子炉下部キャビティ室への水張り）に切り替えることとしている。なお、今回の事象のように短時間に炉心に（マ）損傷に至る場合においては、結果として原子炉容器に注入することなく、格納容器へ注入するケースもありうる。

・炉心損傷に至った場合には、大量の放射性物質が格納容器に放出される蓋然性が高く、環境への放射性物質の放出を防止するためには、格納容器破損防止対策を優先的に実施する必要がある。

・また、炉心損傷判断後も原子炉容器への注入を継続し、破断口からの漏えい

により原子炉下部キャビティに水張りを実施することも理論上可能であるが、原子炉容器に注入された水は、炉心の崩壊熱等を除去した後、一部は蒸気となり破断口より放出され、原子炉格納容器の気相部に留まることになり、原子炉下部キャビティ室の水張りに寄与できる可能性が低くなる。また、恒設代替低圧注水ポンプを格納容器スプレイさせている間にECCS再循環もしくは代替再循環機能が復旧した場合は、炉心損傷後の手順書である『1次系へのほう酸水注入』に従い炉心注入する場合もある。（下線は引用者）

このように、相手方は、炉心損傷を判断した時点で、熔融した炉心が原子力容器を突き抜け、原子炉格納容器下部に落下することを想定し、その落下した炉心を冷却するため、恒設代替低圧注水ポンプを原子炉容器への注入に使うことをあきらめて、格納容器天井からのスプレイ用に切り替えることを前提にしている。その理由は、上記下線部のとおり、原子炉容器に注入しても、破断したパイプから蒸気として放出されてしまうため、その分下部キャビティに注ぐべき水が減少するということがある。



(2013年10月1日審査会合 資料3-2(甲230), 44-1頁の図)

上記図面で説明すると、当初赤色の線で炉心注水をしていたものを、炉心溶融が起こった場合は、緑色の格納容器天井からのスプレイに切り替えるということになる。

(2) 基準規則37条2項等の違反

しかし、これは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則37条2項及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の【要求事項】に違反している。

まず、上記規則37条2項は、「発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損・・・を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」と規定する。この「重大事故」には「炉心の著しい損傷」が含まれる(原子炉等規制法43条の3の6第1項三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条一号)。相手方の上記事故対策では、溶融炉心が原子炉容器を突き抜けて原子炉格納容器の下部に落下することを想定しているのであるから、「炉心の著しい損傷」であり、まさに重大事故に該当する。

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」では、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の【要求事項】として、

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

とされているところ、【解釈】において「溶融炉心の原子炉格納容器下部への落

下遅延・防止」として、

溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備すること。

との解釈が示されている（甲 2 3 1，23 頁）

溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するとは、要するに、原子炉容器の破損を出来る限り遅らせる、破損をさせない、ということである。要するに、炉心の原子炉格納容器への落下をできるかぎり遅延・防止させるために、原子炉容器を冷却する手順が用意されなければならないのである。

ところが、相手方は、大飯原発 3 号機、4 号機に関して、炉心損傷を判断した時点で原子炉容器への注水をあきらめて、原子炉格納容器への落下を前提に格納容器天井からのスプレーに切り替えることとしてしまっている。これが上記規則 3 7 条 2 項及び上記審査基準に違反していることは明白である。

最悪のシナリオを想定した場合に原子炉容器への注水をあきらめてしまうことの問題性については、2013 年（平成 25 年）8 月 15 日の玄海原発 3 号機、4 号機に関する審査会合で議論された。九州電力も、玄海原発 3 号機、4 号機で想定される重大事故シナリオについて、相手方と同様の対策を示したが、規制委員会側は、炉内冷却をすぐにあきらめる方式に対して強い懸念を示したうえで、設備を整えるべきだという意見が述べられたことから、審査適合性の観点から重大な疑義が呈されていることは明らかである（甲 2 3 2 の 1，15~28 頁。甲 2 3 2 の 2）。

玄海原発と同様の対応しかしていない大飯原発 3 号機、4 号機についても同様の懸念があることは明らかである。

炉内への注水と格納容器スプレーへの注水が切り替え方式という相手方の対策は、原子炉容器の破損を防止しようとする点で、上記規則 3 7 条 2 項、上記審査基準 1. 8 に違反することは明らかである。

3 設置許可基準規則 3 7 条 2 項，5 1 条違反（原子炉容器の下にある下部キャビ

ティに水を注ぐ「設備」を設けない)

炉心溶融が起こって溶融した炉心（燃料部）が原子炉容器を溶かして、さらにその下の原子炉格納容器の下部キャビティに落下した場合、そこにある程度以上の水が溜まっていなければ、溶けた炉心によってコンクリートが破壊されることになる。そうすると、溶融した炉心と放射能に汚染された水が格納容器外に漏出し、汚染水が地下にしみこんだり、海洋へと流出したりする大惨事となることは明らかである。

現状では、下部キャビティに水を溜める方法として、格納容器上部にあるスプレイ装置からのスプレイ水を壁伝いや隙間や連通管を通じて下部キャビティに導くことになっている。

設置許可基準規則 37 条 2 項は、「発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」とし、さらに、設置許可基準規則 51 条は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。」とする。その趣旨は、

a) 原子炉格納容器下部注水設備を設置すること。原子炉格納容器下部注水設備とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。

ii) 原子炉格納容器下部注水設備は、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること。（ただし、建屋内の構造上の流路及び配管を除く。）というものであり（甲 233, 103 頁）、要するに、原子炉格納容器に炉心が落下した場合に備えて、原子炉格納容器の下部に注水するための設備を設けることが求められている。

この点、北海道電力の泊 3 号に関する審査会合で、原子力規制庁の天野直樹課

長補佐は、次のように述べ、設備をもうける必要があることを明確にした。

「51条の解釈では、接続する建屋内の流路をあらかじめ施設することというふうになってございまして、建屋内については事前の接続が求められておりません。」（甲234，21頁。傍線引用者。）。

上記の北海道電力泊原発3号機に対する規制委員会の要求は、「下部キャビティへの水張りについて、51条の解釈では流路を予め敷設することを求めている。ラインナップまで準備しておくことが要求であるため対応すること」というものであり、これは委員会の見解として定式化されている（甲236の1，1頁，No.0820-05）。北海道電力はこれを受けて設備の新設を回答している（甲236の2，20～28頁）。四国電力も、伊方原発3号機に関し、連通管などの設備をつくる回答をしている（甲237の1，14頁，No.0829-04及び甲237の2号1，5頁，甲237の3，IV-1～IV-12頁）。

しかし、相手方は、10月1日審査会合で、大飯原発3号機，4号機について、壁伝い等の現状設備のままの申請書を提出し（甲230，46-1～46-4頁），さらに、相手方は、10月15日の資料1-2でもまったく同じ図を提出した（甲235，46-1～46-4頁）。このように、相手方は、「あらかじめ施設する」、つまり設備を設ける必要があるのにこれを完全に無視している。これが、「新たな敷設」を求める規則37条2項，51条に違反することは明らかである。

4 外部に放射性物質が拡散するのを防止する設備が規則の求める水準に達していないこと

設置許可基準規則第55条は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損・・・に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」と規定する。その解釈によれば、「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること」が明確に求められている（甲233，108頁）。

しかし、相手方は、設置変更許可申請書添付十において、その設備としてはシルトフェンスを張ることを予定しているだけである（甲 2 3 8，10-6-17 頁）。

シルトフェンスは数ミクロン以上の泥微粒子をこしとることはできるが、1000分の1ミクロン程度である放射性物質の流出を防ぐことはできない。それは、バスケットボールが通り抜けられない程度の網でパチンコ玉をひっかけようとするようなものである。これでは、「拡散を抑制するために必要な設備」とは到底言えない。

したがって、相手方の対策は、設置許可基準規則が求める水準に達しておらず、規則が定める施設が設けられないことを意味している。

5 まとめ

以上のとおり、相手方の重大事故対策には、規則の要求を満たさない点が複数存在する。規則の求める水準にすら達していないまま、原発を稼働させることが、周辺住民の生命・身体・財産を重大な危険にさらすことは明らかである。

規制委員会は、相手方による設置許可基準規則が求める手順等の整備、設備の設置を確認しないまま審査を進めている。これらの規則違反が看過されようとしているのである。

第4 台場浜トレンチ内の破砕帯が非常用取水路に近い方向に連続している可能性があり、そのことが重要な安全機能を有する施設に与える影響の有無を相手方が全く評価していないこと

1 はじめに

抗告人らは、2013（平成25）年12月3日付主張書面において、本件原発敷地内の破砕帯に関連して、「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」

において台場浜トレンチ内の破砕帯が新規規制基準に即して「将来活動する可能性のある断層等」とされることで見解が一致したことを指摘した。そして、台場浜は本件原発の重要な安全機能を有する施設である耐震Sクラスの非常用取水路の近傍（およそ210メートル程度の距離）にあるため、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」（甲183）、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」（甲227）に基づき、地殻の広域的な変形（隆起、沈降及び水平変位）及び局所的な基礎地盤変形も含めて、支持地盤の傾斜や撓みにより重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないことについて安全側に立った評価を示さなければならないところ、それが全く行われていないので、設置許可基準規則（甲182の1）3条3項の「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」という条件に適合していることの確認がされていないことになり、設置許可基準規則3条3項に違反することを主張した。

この台場浜トレンチ内の破砕帯に関連して、前記有識者会合のピア・レビューにおいて、レビュアーの一人から、台場浜トレンチ内の破砕帯が非常用取水路に近い方向に連続している可能性があり、そのことが検討されていないという重要な問題提起があった。台場浜トレンチの破砕帯にレビュアーが指摘するような連続性が認められた場合、同破砕帯は少なくとも非常用取水路から36メートル程度の距離に存在することになり、設置許可基準規則3条3項違反がより明確になる。以下詳論する。

2 台場浜トレンチ内の破砕帯の連続性についての吉岡敏和氏の問題提起

- (1) 2013年12月27日に、前記有識者会合の評価書案にかかるピア・レビュー会合が開催され同日付の有識者会合評価書案（甲239）が検討された。甲239は、台場浜トレンチ内の破砕帯について、以下のように記載している。

「トレンチ内で認められた、蛇紋岩中の破砕部や蛇紋岩・輝緑岩境界

にずれを生じさせている面は、成因について意見が一致しなかったものの、後期更新世以降に活動したことは確かであるから、本評価書では将来活動する可能性のある断層等に該当することとした。ただし、台場浜には重要な安全機能を有する施設は存在しておらず、また前述・・・のとおり、台場浜トレンチの破砕部はF-6破砕帯とは連続しないことから、敷地内の重要な安全機能を有する施設には影響ないと判断される。」(甲239, 23頁)

同会合において、前記した評価書案における台場浜トレンチ破砕帯の記載に関連して、レビュアーの一人である吉岡敏和氏(産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター)が以下のような発言をした(甲240, 43~44頁)。

「MIS5eに相当する地層を、台場浜のbですか、これがずらしていると。それも結構強い書き方で、このD層が、「MIS5e層であるとの見解で一致した」と書いてあって、さらに「後期更新世以降に活動したことは確かである」というふうに書いてありますね。

だから、その破砕帯がどうであれ、実際、そういう現象があるということ、ここの報告書の中で書かれている。さらに、先ほどの基準にあったとおり、将来活動する可能性のある断層等に該当するということもはっきり書かれているわけですね。

この報告書のまとめかたとして、結局、それがいわゆるF-6に連続しないということが書かれているだけで、実際、それが重要構造物を横切っていないということは、ここで確認していないとか、それに対しての判断は全く書かれていないような気がするんですけども、そういう解釈というか、この報告書としてそういう読み方でいいんですか。」

「それで、一生懸命さっきから図を見ていて、・・・No.13の記載

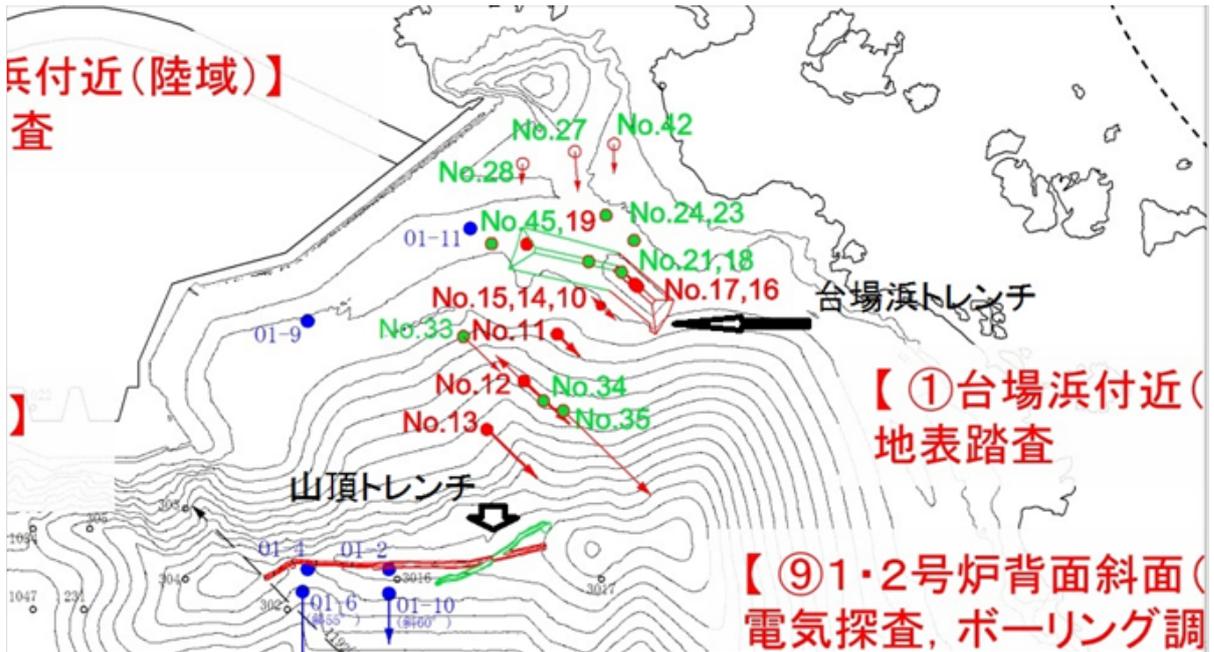
が非常に気になって、ちょうど台場浜の延長辺りに来るんじゃないかと思うんですけど、そこで逆断層が見えているというような記載で、その後、何もそれに対するフォローがないですよ。この辺は検討されているんですか。」

「・・・・・・11ページのNo.13孔で、逆断層センス、レイク45°～55°の破碎部(13-2)があるということで、・・・・・・台場浜の断層は東側トレンチで出ているんですよ。だからそうすると、No.13の13-2というやつに当たるように見えるんですけど。」

「(座長の「台場浜の逆断層センスのずれと、13-2の破碎部がもしかしたら続くのではないかという指摘か」との質問に対して)そうです。」

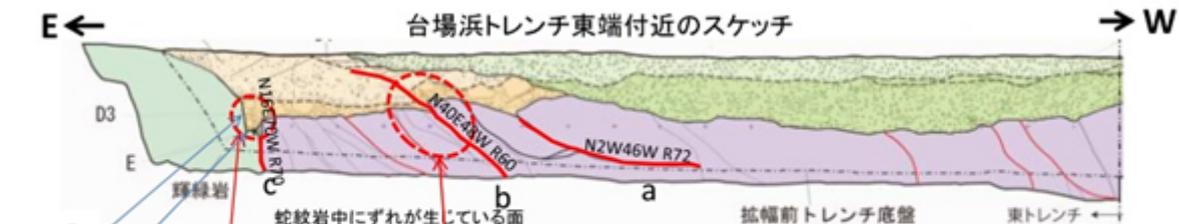
(2) まず、吉岡氏が指摘する「台場浜のb」、「破碎部13-2」について説明する。

ア 台場浜トレンチ, 破碎部13-2の確認されたボーリング孔No.13, 並びにボーリング孔No.12(詳細は後述), 山頂トレンチの位置関係は次図の通りである(甲241, 4頁の一部を切り出したものに黒字箇所加筆)。



第3回大飯破砕帯有識者会合 2012.12.28 関電現地調査資料集 4頁より、台場浜～山頂トレンチ部抜粋

イ 「将来活動する可能性のある断層等」として有識者会合の見解が一致した台場浜トレンチの破砕帯bは、右横ずれ・逆断層。走向はN40E、傾斜48Wである（甲239、62頁）。



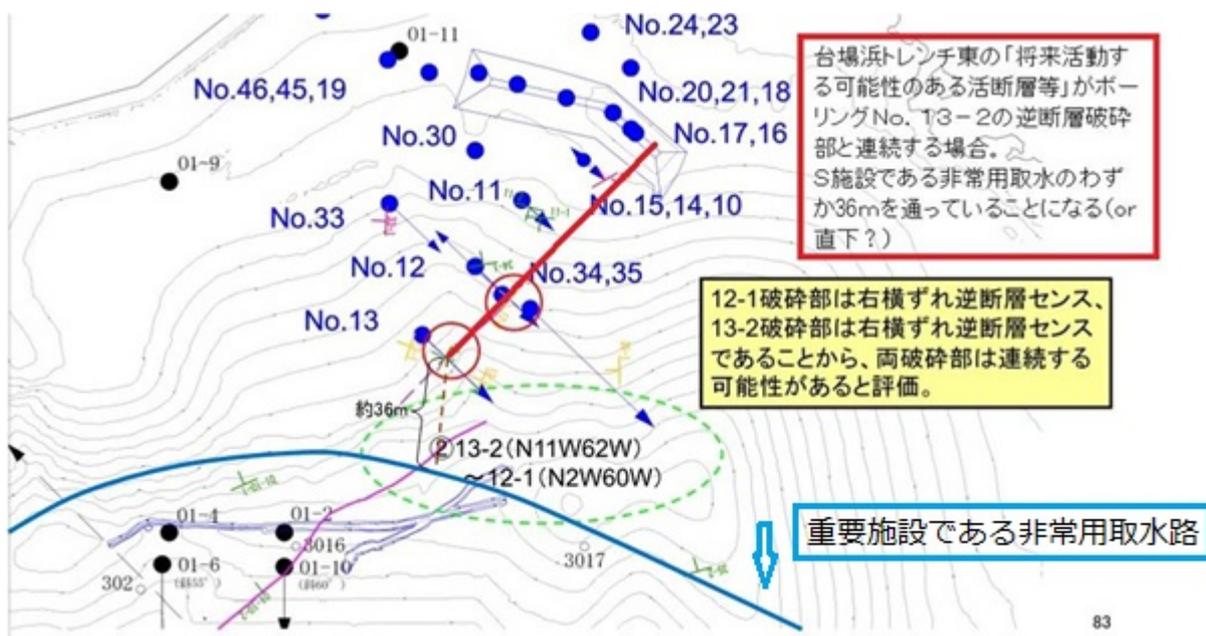
ピュア・レビュー会合 2013.12.27 評価書案62頁 図20-2

破砕部13-2は、ボーリング13孔（No. 13）のボーリングコアで確認された破砕部で、右横ずれ・逆断層。走向はN3E、傾斜63Wであり（甲239、64頁）台場浜トレンチ内b破砕帯と同様の性質を持っている。

さらに、吉岡氏が問題にした13孔の北側には12孔がある。ボーリン

グ12孔 (No. 12) のボーリングコアで確認された破砕部12-1も右横ずれ逆断層センスであり、相手方は破砕部13-2と12-1の「両破砕部は連続する可能性がある」と評価している(甲194の2, 83頁)。

(3) 吉岡氏の問題提起と相手方の12-1破砕部に関する評価を詳細に検討すると、台場浜トレンチ内の破砕帯bが、破砕部12-1、破砕部13-2の方向に連続している可能性があるにもかかわらず、有識者会合の評価書案では検討されていない、という内容になる。



甲194の2 83頁に下記を追記

台場浜トレンチからNo.13 までの赤線、非常用取水路位置、赤枠線内の文言

3 相手方は、台場浜トレンチ内の破砕帯がどこまで続くのかという点について関心を払っていない

(1) 「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」で中心的に検討されたのは、いわゆるF-6破砕帯の連続性と活動性であり(甲239, 7頁), その過程においてF-6破砕帯自体の位置(連続性)が、従前F-6破砕帯

とされてきたのとは違う場所に新F-6 破碎帯があるとされ、台場浜の破碎帯については山頂トレンチ内の破碎帯には連続しないとして、詳細な検討対象から除外された（下記図参照 甲225, 36頁）。

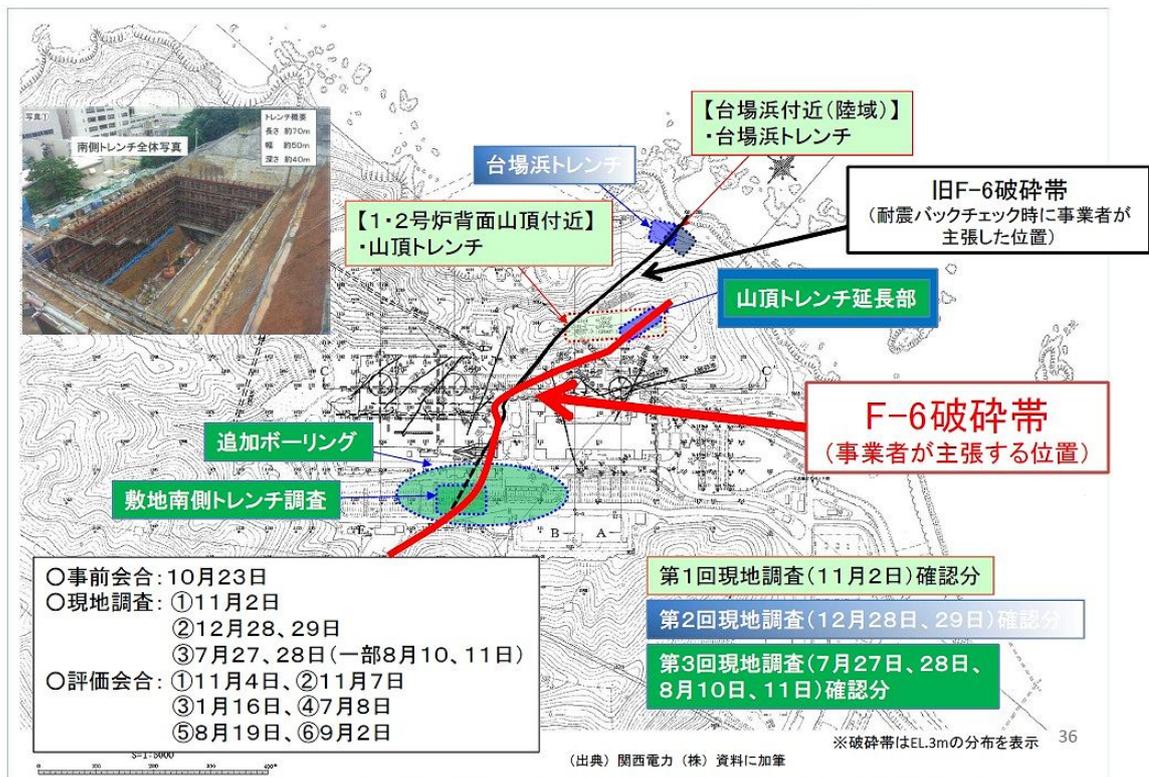


図4 大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による調査箇所

第7回有識者会合 評価書案36頁(2013.11.15)

このように、相手方は、台場浜トレンチ内の破碎帯については山頂トレンチ内破碎帯に連続するか、しないかという観点のみから検討しているのであり、台場浜トレンチの破碎帯が有識者会合において、新規基準に照らし「将来活動する可能性のある断層等」であるという一致した見解が出たにもかかわらず、その破碎帯がどこまで続くのかという、連続性についての検討は欠如している。このことは、相手方が有識者会合に提出した最終報告で「台場浜トレンチ 東端の破碎部はF-6 破碎帯と無関係」とだけ記していることに端的に示されている（甲194, 76頁右上隅）。

また、相手方は台場浜トレンチ内の破碎帯は地すべりによるものであると

主張し、そのすべり面は「直線的に南方へは延伸せず」として「超苦鉄質岩分布域にのみ分布する」と評価し、ボーリング11孔より南には延びていないとしている（甲241，63・65頁）。しかし、これは地すべりを根拠とするものであり、台場浜のズレは「重力に逆らった地すべりは起こりえない」と有識者会合でも厳しく批判され、それについて相手方は反論できずじまいであった。

(2) しかし、抗告人らが2013（平成25）年12月3日付主張書面で主張したように、「将来活動する可能性のある断層等」との見解で有識者会合が一致する台場浜トレンチ内破砕帯が重要な安全機能を有する施設の近傍に存在するため、新規制基準の下では甲183，甲227の各審査ガイドに基づき、地殻の広域的な変形（隆起，沈降及び水平変位）及び局所的な基礎地盤変形も含めて、支持地盤の傾斜や撓みにより重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないことについて安全側に立った評価が求められているのであるから、台場浜トレンチ内破砕帯が耐震Sクラスの非常用取水路の近傍に存在するということが新規制基準の下では問題になるのである。

有識者会合も、「将来活動する可能性のある断層等」が重要な安全機能を有する施設の近傍に存在する場合の新規制基準における規制については議論しておらず、甲239では、台場浜自体に重要な安全機能を有する施設がなく、かつ台場浜トレンチ内の破砕帯と新F-6が連続しないということを根拠に、台場浜トレンチ内の破砕帯は敷地内の重要な安全機能を有する施設に影響しない旨判断している。

島崎邦彦規制委員会委員長代理は、2013年12月27日のピア・レビューにおいて、前記の吉岡氏の問題提起に対し「確認して、きちんと記載するようにします。すみません。ちょっと今、頭が混乱して、すぐ追いつけなくて申し訳ないです。」と答え、即答はできなかった（甲240，45頁）。

4 台場浜トレンチ内破砕帯の連続性によっては、「将来活動する可能性のある断層等」が非常用取水路の極近傍に存在する可能性があり、一層の安全側の評価が要求される

(1) 前記の通り、台場浜トレンチ内の破砕帯bが破砕部13-2の方向に連続している可能性を指摘する吉岡氏の問題提起によれば、「将来活動する可能性のある断層等」である同破砕帯の連続部が非常用取水路から36メートル程度の距離に存在することになり、前記した各審査ガイドによれば、地殻の広域的な変形（隆起、沈降及び水平変位）及び局所的な基礎地盤変形も含めて、支持地盤の傾斜や撓みにより重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないことについてより一層の安全側の評価が必要というべきである。

(2) 相手方は、台場浜トレンチ内の破砕帯は地すべりであるとしているが（甲194，1頁），前記した通り，評価書案によると有識者会合においては台場浜トレンチ内の破砕帯の「成因について意見が一致しなかった」ため，相手方の地すべり説が有識者会合で認められたわけではない。したがって，安全側に立った評価という観点からは，台場浜トレンチ内の破砕帯が非常用取水路に近い方向にどの程度連続しているかということを確認する必要がある。その上で，台場浜トレンチ内の破砕帯（及びその連続部）について，甲183，甲227に基づき，地殻の広域的な変形（隆起，沈降及び水平変位）及び局所的な基礎地盤変形も含めて，支持地盤の傾斜や撓みにより重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないことについて安全側に立った評価を示す必要がある。

しかるに，相手方・規制委員会はこのような評価・検討を一切していないので，本件原発は設置許可基準規則3条3項の「耐震重要施設は，変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」という条件に適合していることの確認がされていないことになり，同条項違反を免れないのである。に

もかわらず、現在このような重要な評価・検討がなされないまま原子力規制委員会の審査が進められている。

第5 F-6 破砕帯の観点からの保全の必要性

1 拙速な新基準適合性審査の開始

(1) 敷地内破砕帯評価についての規制委員会としての一定の見解のとりまとめが、新基準適合性審査開始の前提となっていること

平成25年3月19日実施の規制委員会において、新基準適合性審査の開始について、以下のとおりの発言がある(甲242。傍線引用者)。

「○市村安全規制管理官(PWR・新型炉担当)

現在、敷地内破砕帯の問題でいくつかのサイトについては既に議論をしているところでございます。これらについては原子力規制委員会として一定の見解を取りまとめた上で、それを審査開始の前提としたい。そのしかかりのままの途中の状況で審査を開始するのはなかなか難しいだろうということでございます。」(甲242, 24頁)

「○田中委員長

最後にどうしても確認させていただきたいのは、資料8-2¹ですが、下から3つ目のところについては、まず破砕帯があるか、ないかということが、審査の前提に入るといふことよろしいんですね。これは島崎委員お願いします。

○島崎委員長代理

破砕帯が活動性を持っているかどうかということです。

○田中委員長

それで皆さんもよろしいですね。」(甲242, 37頁)

¹原子力規制委員会(平成25年3月19日実施)資料8-2(甲214)

「敷地内破砕帯評価を実施中の発電所については、原子力規制委員会としての一定の見解のとりまとめを、原則、審査開始の前提とする」

以上とおり、新基準適合性審査の開始の前提として、規制委員会の一定の見解のとりまとめが必要であることは明らかである。

(2) 敷地内破碎帯評価について規制委員会としての一定の見解のとりまとめが出ていないにもかかわらず新基準適合性審査を開始していること

新基準適合性審査開始決定の手順については、まず、有識者会合の評価書案が提出され、それを踏まえて有識者会合で議論し、さらに他の有識者によるピア・レビューを実施し、その後、規制委員会が見解をとりまとめることになっている。

しかし、平成25年9月5日の新基準適合性審査が開始された時点では、F-6破碎帯については有識者会合の評価書案すら出ていなかった。

田中俊一委員長は「委員会としての一定の見解」が出ていないことを認めながら、これら一連の手順も無視し、強引に新基準適合性審査に進むことを平成25年9月5日に決定しており、自らが定めたルールさえも踏みにじっている。

また、平成25年12月27日には、他の有識者によるピア・レビュー会合が開かれたが、レビュアーからは多くの意見が出され、とりわけ台場浜トレンチ内で確認された「将来活動する可能性のある断層等」がSクラスの非常用取水路を横切っていないのかとの重要な指摘がなされた。これに対して島崎邦彦委員長代理は「確認する」と発言するのみで、その場でレビュアーの質問に答えることはできず、問題は持ち越しとなり、現在も規制委員会からの回答は出されておらず、評価書案は確定していない。このように現状では大飯原発敷地内破碎帯について、規制委員会としての正式な評価書も出ておらず、現在でも新基準適合性審査を開始することはできないはずであるのに、規制委員会は、新基準適合性審査を続行しているのである。

このような新基準適合性審査を急ぐ規制委員会の態度からしても、再稼働の結論ありきで新基準適合性審査が短期間で終了すると考えられ、この点からも、保全の必要性は認められる。

2 F-6 破碎帯を巡る問題点と、かかる問題点に対する規制委員会の認識

(1) F-6 破砕帯を巡る問題点 (平成25年10月29日付抗告人ら主張書面記載)

平成25年10月29日付抗告人ら主張書面記載のとおり、F-6 破砕帯については、以下のとおり未解決の問題が山積されている。

①新F-6の位置(連続性)の問題

相手方は、「大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査—最終報告—概要版」(8月19日付)(甲194)の中で、新たに掘削した南側トレンチ内東端で見つかった破砕帯をF-6と断定し、この破砕帯が23万年前の火山灰(hpm1)を含む地層に変位を与えていないこと等から「F-6 破砕帯は活断層ではない」と結論付けた(甲194 75頁)。

しかしながら、南側トレンチの真ん中に出現するはずであった破砕帯が、南側トレンチの東端に現れたこと等から、各委員からは、南側トレンチの西側にF-6 破砕帯が連続している可能性があり、新F-6 破砕帯と南側トレンチ東端の破砕帯との連続性については疑問があるとの指摘がされている。この指摘について、相手方からは十分な説明がなされておらず、かかる疑問はいまだ解消されていない。

また、相手方の主張する新F-6の位置(連続性)は、相手方自らが掘ったボーリング調査の資料を基礎にして旧F-6の位置とは全く違う結果になっていることから、平成25年12月27日実施のピア・レビュー会合に提出された評価書案では、有識者会合委員の意見によって、「ただし、ボーリング調査によって破砕帯の連続性を議論することには限界があるため、新F-6 破砕帯が一続きの破砕帯ではない可能性もある」(甲239, 17頁)との留保が付されている。

このことから、新F-6の位置(連続性)の問題が依然解消されていない重大な問題であることは明らかである。

②新F-6の活動時期、すなわち新基準で定められている12～13万年前以降

に活動した可能性の問題

相手方は、第6回評価会合において、新F-6 破砕帯の北端とされている山頂トレンチ破砕帯の活動時期につき、古い時期（12～13万年よりも前）のものであると説明している。

しかしながら、平成25年10月29日付抗告人ら主張書面24頁～27頁に述べるとおり、第6回評価会合における相手方の上記説明の根拠は不十分なデータに基づくものであり、しかも、相手方自身がデータの不十分性を自認しているものであり、山頂トレンチ破砕帯の活動時期についても、明らかにされているとは言えない。

③従来のF-6 破砕帯と新F-6 破砕帯の整合性の問題

大飯3・4号機増設の設置変更許可申請時に相手方が示したF-6 破砕帯と新F-6 破砕帯は、平成25年10月29日付抗告人ら主張書面20頁の図のように異なっており、そして、新F-6 破砕帯の断層傾斜は西傾斜から東傾斜に変わってしまっている。

これらの点についての委員からの釈明に対し、相手方は、第6回評価会合において、「従来のF-6」と「新たなF-6」の整合性について、「以前はこうでした。今回はこうです」とただ資料を示すだけで、なぜ設置許可申請当時に台場浜までF-6が延びていると判断していたのか、また、F-6の断層傾斜が西傾斜から東傾斜に変わったのはなぜか等についての説明は一切できていない。

その結果、相手方は、委員の指摘については、なんら十分な説明は行っておらず、当然、委員が呈した疑問も解消されていない。

(2) 上記問題に対する規制委員会の態度

F-6 破砕帯を巡る上記問題点については、有識者会合の委員から多数の疑問が呈され、かつ、相手方はこれらの疑問に十分に回答していないにもかかわらず（平成25年10月29日付抗告人ら主張書面18頁～29頁）、平成25年9月2日の第6回評価会合において、島崎邦彦委員長代理は、「今回の会合では、破砕

帯の評価に関して認識の共有化が図れたと私は思っておりますので、一定の方向性が出たと思います。次回は評価書案のほうを議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。」と述べた（甲208，39頁）。

また、平成25年11月15日に開かれた規制委員会の「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第7回評価会合」においては、「新F-6破砕帯」について、有識者会合として「将来活動する可能性のある断層等」でないと判断する旨の評価書の案を出し（甲225 15頁）、審議の最後に島崎邦彦委員長代理は「この評価書（案）について、ほぼ合意が得られた」と述べ審議を終えている。

以上のとおり、F-6破砕帯を巡る問題につき、議論が十分に尽くされておらず、多くの問題が解消していない中で、規制委員会の島崎邦彦委員長代理は、F-6破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価書案について有識者会合として合意が得られたとの結論を強引に導いている。

このように、F-6破砕帯の問題点を看過する規制委員会の態度に鑑みると、新基準適合性審査における規制委員会の審査も同様に再稼働ありきの杜撰な審査になることは容易に想像できる。

第6 その他の審査手続きの問題点と再稼働が目前であること

1 現在の審査の基本的な方向性

2012年9月19日の第1回会議をもって発足した規制委員会は、その組織理念をホームページで以下のように謳っている。

「平成25年1月9日 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そ

して、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。」

この組織理念を忠実に実行するならば、昨年2013年7月9日に施行された原子炉等規制法改正部分に基づいて、各原子力発電所から申請された設置変更許可・工事計画認可・保安規定認可の各申請に係る規制委員会の新基準適合審査は、「二度とこのような事故を起こさないために」「国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく」「常に世界最高水準の安全を目指す」審査であるのが当然である。

しかし、今般、各原子力発電所から申請された設置変更許可・工事計画認可・保安規定認可の各申請に係る、規制委員会の新基準適合審査の実態からすると、現在の審査は安全を十分にチェックするというよりは、なるべく早く稼働させることを目的とした審査としか判断できない。

最も明瞭に規制委員会の立ち位置を示したのが、本年1月8日の高浜3・4号、同月9日の大飯3・4号の各現地調査後の更田委員の発言である。

同委員は、「関電の計画通りに設備の整備が進めば、夏までの再稼働は不可能ではない」と述べ、被告の願いに沿って再稼働を行うことがあたかも既定方針であるかのように、再稼働に言及したのである。

掲載した毎日新聞も、「中立な立場で審査する規制委の委員が、審査中の原発の再稼働時期に言及するのは異例だ」と驚きを隠していない（甲243）。

ここに至るまでにも、規制委員会の動きには、新基準による適合審査は茶番に過ぎないと思われぬものが散見された。

具体的には、以下のような現れがある。

2 新基準適合審査の実態

(1) そもそも新基準策定前から、「できるだけ効率よく迅速に」「速やかに」

規制委員会の田中俊一委員長は、同委員会設立後、新基準策定前から、記者会見等で、その発言の端々になるべく早く原子力発電所を稼働させたいとの意図を窺わせる、以下のような各発言をしている。(記者とのやりとりの詳細は別紙にまとめた)

ア 2013年1月16日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130116sokkiroku.pdf>

[7頁]

「杓子定規というか、オフィシャルには、やはり7月にできてからしか、変更申請とか、そういうことは受けられないと思いますけれども、その前にできることをやっておけば、仮にハード的なことが全部きちんとしていけば、その後の手続は短時間で済むのではないかと思いますし、できれば、そうしていただくことの方がいいのではないかと、私自身は思っています。」

イ 2013年1月23日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130123sokkiroku.pdf>

[3頁]

(7月に新しい安全のルールが施行された後の各号機のチェックに関して)「まさにできるだけ速やかに、as soon as possible という以外は答えようがないのです。」

ウ 2013年6月19日(水) 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130619sokkiroku.pdf>

[7～8頁]

(申請を受け取ってから本格的な審査が始まるまで)

「そんなに長くはかからないで本格審査に入らないといけないと。申請している事業者も一日でも早く動かしたいという思いで出してくるようので。別に早く動かすためにやるわけではないですけども、私たちもきちんと審査は進められるように、できるだけ早く速やかに効率よくやりたいと思っています。」

[9～10頁]

「今まで従来の審査で言えば、1年とかそういう期間がかかっていたということから言うと、今回は止まっているのをどうかという新しい規制基準で見えていくわけですけども、そういうことを含めて6か月程度かなというのが、これは希望的観測も含めて、そういうことかなと思っていますが、何か月になるかは分かりません。」

エ 2013年6月26日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130626sokkiroku.pdf>

[7頁]

「効率的、迅速に進めるけれども、安全を確認するのが重要なことであるから、そのことを手抜きしてまで、迅速にということにはならないですが、安全の確認については、できるだけ効率よく迅速に進めたい。速やかにと言ってもいいかもしれません。そういう努力をしますということは、何度も申し上げているので、その点に関しては、特に問題がないと思うんですけども、どうでしょうか。」

(2) 規制委員会自らが、審査を急ピッチで進めている

規制委員会は、新基準が出された2013年7月8日以降、同委員会自らが述べた「約半年の審査」の言葉に呪縛されるように、同委員会として審査期間を延長させないように無理をして審査を進めている旨、強調する発言を繰り返してきた。

電力会社各社が資料提出を遅延しているのに、同委員会は資料提出を催促し、本年1月上旬になるべく遅れずに審査を終了させたいかのようであった。(記者とのやりとりの詳細は別紙にまとめた)

ア 2013年9月13日 原子力規制庁記者ブリーフィング

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130913sokkiroku.pdf>

[3～4頁]

(審査開始後 2ヶ月での見通し)

「○記者 細かくて恐縮なのですが、それは半年という前回示された見通しが変わっていないということなのか、それを外して、今、見通し自体がないというお答えなのか、どちらなのでしょう。

○森本次長 基本的には前者だと思います。繰り返しになりますけれども、半年くらいの作業量だろうというところからスタートしていますので、その作業量が大幅に目算が違ったということではないとは思いますが。

イ 2013年10月16日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131016sokkiroku.pdf>

[6頁]

(委員長から見て、電力会社の資料の提出が遅れている現状について)

「出てくれば、規制庁の人たち、規制委員、更田さん、島崎さんを含めてですけれども、かなり無理な審査を一生懸命やっているというのは、ご存知

のとおりですから、あとは事業者の責任でしょう。」

ウ 2013年11月26日 第51回 原子力発電所の新規制基準適合性に
係る審査会合

http://www.youtube.com/watch?v=KPDiOYH_wmY

○更田委員

「審査会合への資料提出に関して、深刻といたしますか、これまでにと
うことで、今もう11月下旬になりましたので、すべていわば締め切りが来
ている状況なんですけども、これで審査を進めていく上で、一通り説明を受
けたいと思いますので12月第2週以降年内の審査会合においてこれらの関
わる資料を提出していただきたいと考えております。」

エ 2013年11月27日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131127sokkiroku.pdf>

[p3 11行目～]

「昨日、更田さんが、とにかく必要な書類は早く出しなさいと言っていた
ように思うので、それが出てきていないところが一番の根本で、事業者をお
もんばかって、できるだけいいものを出そうと努力しているのかも知れない
けれども、何も出てこなければ、審査のしようがないところがあって、早く
出してもらうようにということを昨日は言いました。年内に出してください
と、昨日と言っていました。そんなことを言っていたような気がしましたの
で、そこがポイントだと思います。」

オ 2013年12月6日 規制庁次長会見 速記録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131206sokkiroku.pdf>

[4 頁]

「12 月中にまだ出ていない書類についてできるところから出してほしいと
いうことを改めて更田委員から話がありましたので、それを見て今後の審査
の手順を考えていくことになろうと思いますが、日程的なものとして見通し
を申し上げることはできないと考えています。」

カ 2013年12月11日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131211sokkiroku.pdf>

[1 1 頁]

「とにかく出てこなければ審査ができないということで、相当厳しく更田委
員も指摘しています。事業者の方、申請する側もいろいろ戸惑って、なかな
か出てこないところもあるんだろう。早く適合性審査を進めようと思ったら、
こちらも相当努力していますけれども、事業者にも更に努力を加速していた
だかないといけない。是非そうしていただきたいと思っています。」

ただ、そう思っても、できることと、できないことがあるんでしょう。一
つ一つのことは申し上げませんが、更田委員は前に年内に全部出せと
言っていました、そのことを私は期待していますけれども、どうなるか分
かりません。」

(3) 担当委員が不在であるのに審査期日を開催

2013年12月3日、通例の審査会合は担当委員が必ず出席して開催されて
いたが、この日は事故担当の更田委員が海外出張で不在であったにもかかわらず、
規制庁職員のみで審査が進められた（甲244 電気新聞2013年12月4日
記事）。

いかに規制委員会が会合を急いで進めようとしているかが窺われる。

(4) 長く止めると原発によくないとまで発言する規制委員会

規制委員会の田中委員長は、以下のとおり、「長くとめれば、いろいろ再稼働のときに注意が要るようになる」と述べ、原発が安全でなければ稼働させないとの姿勢ではなく、稼働しなければ原発の維持上問題が生じるという、いかにも電力会社寄りの見解を有していることが明らかである。

2012年9月26日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20120926sokkiroku.pdf>

[7ページ] 電気新聞の記者の質問

Q もともと原子力プラントみたいなものが2年、3年とまるという前提でつくられていないのですよね。3年とかとまってしまくと、再稼働するときに、長くとまったがために多くトラブルが発生してしまって、逆に動くのが難しくなるということも考えられますが、その点はいかがお考えでしょうか。

A 田中委員長 そういうことも頭に置いて考えていきたいと思えます。長くとめれば、いろいろ再稼働のときに注意が要るようになることは、もう私も承知しています。

(5) 小括

以上のとおり、規制委員会の各委員が、新基準適合審査に当たり、安全を重視するといいいながらも「約半年」で審査を終了するとの日程に強くこだわって、「稼働ありき」の姿勢で電力会社を急かして審査を進めてきたことは明らかである。

3 規制委員会の、活断層上に原子炉施設が存在する敦賀原子力発電所に対してすら使用停止命令を出さない姿勢

敦賀原子力発電所において、原子炉施設の直下に活断層が存在することが明らかになった際、規制委員会の田中委員長は、「現実至今已で長い期間そこに存在していたものですから、これは適切に安全上の問題がないようにするというので、私はよろしいのではないかと判断をしています。」と、仰天するような見解を述べている。

田中委員長の上記見解は、原子力等規制法の改正に基づいて定められた新基準への適合性を審査する場であるにもかかわらず、新基準違反の事実があるのにこれを「違反」と認めて却下することを否定する、まさに違法な対応を公言する看過できない発言である。

以下、2013年5月22日の規制委員会記者会見録から引用する。

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130522sokkiroku.pdf>

[16頁]

○記者 東京新聞のオオムラです。

先々の話であれですけれども、今日はいわゆる、あつてはならない活断層上の原発という状態が、原子炉調査で認められたわけですけれども、そうすると、これはいわゆる炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）上の36条にある規制委員会の規則の規定に違反していると認める時はというところで、使用停止命令を出すことができると。この間、もんじゅが36条を使って使用停止の保安措置命令の方針が出たわけですけれども、同じように今回も明らかに技術書の基準であるとか、そういうものに反する状態だということが分かったわけなので、今この時点で36条を使った施設の使用停止の命令であるとか、そういうものを出すことができるのではないと思いますが、この件について委員長の見解を伺いたいです。

(中略)

○田中委員長 細かいことはあれですけども、今、森本次長が答えたとおりで、現実に関今まで長い期間そこに存在していたものですから、これは適切に安全上の問題がないようにするというこで、私はよろしいのではないかと判断をしています。

田中委員長の回答はこれ以上に何の説明を加えられることもなかった。

そうであるとすると、この回答はまさに完結したものであるのだが、「現実に関今まで長い期間そこに存在していたもの」であれば、これが新基準違反であっても、「適切に安全上の問題がないようにする」という抽象的な、単なる期待でしかない言葉で、見逃そうとする発言に他ならない。

本件大飯3号機及び4号機に関する発言ではないが、活断層上に設置されたと判断された敦賀原子力発電所についてすら、規制委員会がいかに関安全を軽視しているか、その姿勢は自ずから明らかなのである。

4 本件大飯3号機及び4号機に関する審査の実態

(1) そもそも、委員会設立時には再稼働していた本件大飯3号機及び4号機について、2013年9月の定期検査まで停止させなかった規制委員会

本件大飯3号機及び4号機は、東日本大震災後に例外的に再稼働に至っていたが、2013年9月に定期検査のため停止している。

そもそも両機が「ストレステスト」を経たことにして単なる政治的判断で再稼働に至ったという経緯は、まだ誰の記憶にも新しい。

これに対して、両機の再稼働の最中に設置された規制委員会は、設置後直ちにその権限を行使して正式な審査を経ていない両機を停止させるだけの権限は有していた。

しかし、同委員会は、稼働している両機を停止させる判断をしようとしなかった。稼働させたままで、2013年4月19日から同年6月24日までの間

に、「大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」を14回行っている。

この会合は、今般申請された設置変更許可・工事計画認可・保安規定認可の各申請に係る新基準適合審査ではないのに、既に同会合で評価を経たとして、同審査は他の原発より早く進む見込みである。

規制委員会が、新基準審査を経ないままに稼働した両機について、停止をしなかったことそのものが、同委員会の安全軽視ぶりを明らかにしているのである。

2013年7月3日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130703sokkiroku.pdf>

[1頁]

○田中委員長 3, 4号機について, 4月以来, 現状調査をしてきて, 調査を超えて相当いろいろ注文がついて, 私が申し上げたように, 安全のレベルは一段上に上がったと思いますけれども, そういったことを踏まえて判断した時に, 現状では直ちに大飯の3, 4号機の運転を止める必要性はないだろうということが, 決まったということです。

(2) 当初の取り決めに反し、敷地内破砕帯の結論が出る前に田中委員長が強引に新基準適合審査開始を決定

新基準が施行された2013年7月8日の直後の記者会見において、田中委員長は、本件大飯3号機及び4号機について原子力施設敷地内の破砕帯が活断層であるか否かの判断を先に行い、しかる後に新基準適合審査を行うと確認していた。

2013年7月10日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130710sokkiroku.pdf>

[2 ～ 3 頁]

○記者 時事通信のカンダです。

大飯原発の件で1点だけなのですが、大飯原発は破砕帯の結論が出るまで審査を進めないという取り決めがあったと思うのですけれども、まず確認なのですけれども、一定の結論が出るというのは、敦賀の時と同じように、専門家の会合である種の報告書が出て、それを規制委員会で報告をして、規制委員会の方で承認というか、認めたという段階を指すということでよろしいでしょうか。

○田中委員長 そういうことになると思います。

ところが、田中委員長は、9月5日の規制委員会本会合で、未だ破砕帯問題の判断が付いていないにもかかわらず、事前に議題としていなかったものを最後に突っ込みで「議論した」、「委員長私案みたいな形で申し上げた」ことにして、「一定の判断が出た」と言い切り、早々と本件大飯3号機及び4号機の新基準適合審査を開始する決定をした。

田中委員長が自ら後ろめたさの余り、「まずいでしょうか、怒られるか」と口走ったのも当然である。

2013年9月5日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130905sokkiroku.pdf>

[3 ～ 4 頁]

○記者 時事通信のカンダです。

確認ですけれども、そうすると、今の段階では、規制委員会として、大飯原発の破砕帯が活動性があるとか、ないとかいう判断、見解はまとめて

いないということでしょうか。

○田中委員長 そのとおりです。

[14頁]

○記者 これは大飯の事前確認に入る時も、あの時も委員会で最後に委員長の私案ということで資料が出てその場での議論ということになりましたし、今回も事前の議題には入ってなくて最後に委員で議論したということになりましたけれども、やはり扱いが特異なのではないかという疑念を持たれるのはしょうがないかと思うのですが、その辺りについてはどうでしょうか。

(中略)

○田中委員長 ……時々委員長私案みたいな形で申し上げているので
すけれども、まずいでしょうか。怒られるか。

(3) 審査の過程で、自らの新基準に違反している事実が判明しても、差し戻しなし

既述のとおり、新基準適合審査の過程で、相手方が提出した審査資料において、本件大飯3号機及び4号機の事故シナリオにおける安全性を懸念する事態（炉心溶融が始まれば、注水はしない）、あるいは地震動の過小評価問題が明らかになっているが、規制委員会では新たな事実を掘り下げて報告するように相手方に差戻しをするのが筋であるのに、そうした動きは一切見られない（前述の第2・第3のとおり）。

(4) さらに汚染水漏えい・流出という新たな事態に対しても、新基準の見直しを

しないまま適合審査を終えることを優先

2013年に入り、急速に福島第一原子力発電所における汚染水問題が深刻化した。この点、新基準自体がこの問題に十分対応しているとは言い難い中で、規制委員会の田中委員長は、汚染水問題が生じなかったスリーマイル事故を引き合いに出し、圧力容器が破損に至らずに済めば汚染水問題は大きな問題ではなく対応が不要であるかのような、過小評価した発言を行い、あくまで新基準適合審査を推し進めようとする姿勢である。

しかし、汚染水問題は、新基準自体にも不備があったことを露わにする深刻な問題である。

したがって、まず必要なことは新基準自体を再検討して安全基準を策定することであるのに、規制委員会は、新基準自体の安全性を問おうとしていない。

2013年9月11日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130911sokkiroku.pdf>

[14～15頁]

○記者 朝日新聞のコイケです。

別の視点ですけれども、汚染水の話で、今、新しい規制基準に基づいて、いろんな原子力発電所の適合性審査が行われていますけれども、汚染水の話が今、大きな問題になっているわけで、新基準には例えばタンクの場所の確保だとか、そういった部分というのは要求としてはいなくて、私は西日本の勤務が多かったのですが、向こうの原子力発電所は福島のようにタンクを置ける場所はかなり限られていると。サイトごとに地下水の流れは違うとは思いますが、そのあたりは今後の新基準に取り入れていく考えとか、そういったところの問題の意識をお聞かせいただけますか。

○田中委員長 結論から言うと、ないと思います。要するに今度の新しい規制基準の趣旨は、今回のような事態を炉心溶融を起こさないということが基本ですし、そのための冷却のシステムとか電源のシステムとか非常に多重化されていますので、基本的にはそんなにそういうことまで要求しなければいけないということはないと思います。

福島はある意味では、今、特定原子力施設ですから、そういうことをせざるを得ない状況にあるということは事実ですけれども、そういう意味で自然のいろいろな要因による事故を防ぐための手立てとか、いろいろなことを要求していますので、そこまでは要らないと思います。

○記者 1点だけ。今、結構重大事故のシナリオとか審査が進んでいますけれども、やはりいざとなったら海水を入れるだとか、そういった話、炉心溶融後の話も結構されているのでちょっと気になって、どのみち汚染水はそういった事態になったら出てくるのではないかと。

○田中委員長 今回の一番の問題は、格納容器が破損してしまったということなんです。スリーマイルの場合は圧力容器も破損しないで済んだから、冷却も循環系でできるわけです。それは汚染水が出る量は限られてくるのですが、そういうところが違うんです。ですから、何としても防がなければいけないのは、そういうことだと思っています。

5 新基準適合審査終了から再稼働までは、約半月

本件大飯3号機及び4号機については、基準地震動が確定していないという問題があり、規制委員会による新基準に基づく設置変更許可・工事計画認可・保安規定認可の各申請に係る適合性審査は多少遅れ気味ではある。

しかし、規制委員会が1月8日に高浜3・4号、9日に大飯3・4号の現地調査を行った際、更田委員はそれぞれの審査(再稼働)についての考えを述べた(甲243, 毎日新聞記事)。

- (1) 高浜3・4号については、プラント側については淡々と、障害なく進むと思うとし、基準地震動S_s確定後、わずか1ヶ月程度で機器類の耐震強度審査を終えるとの見通しを示した。
- (2) 両原発とも、現在審査中の他電力のPWR原発(6基)の審査の進捗状況に近づいてきており、これらの原発の進捗状況と明確な差は無いとした。これらのPWR原発で新基準に不適合になるものは無いだろうとした。
- (3) 安全対策について、大飯と高浜では、津波対策が難しくないため、大飯の方がやや先行しているとした。

これらの更田委員の言明からも、大飯3・4号は審査開始が遅れ、基準地震動の調査を抱えているのにも関わらず、高浜3号機及び4号機とともに、現在審査中の他の原発(泊3号、伊方3号、川内1・2号、玄海3・4号)と足並みを揃えて審査を終える見通しだというのである。

また産経新聞本年1月20日付け記事によれば、「原発の再稼働に向けて、新規制基準の適合性審査を申請した9原発16基のうち、先行して申請があった6原発10基が審査に合格する見通しになったことが19日、原子力規制委員会などへの取材で分かった。早ければ今春には“合格第1号”が出るという。」とされ、この春のうちに新基準適合審査を終了する原発が出るというのである。

また、同記事には、規制委員会の更田委員が現地調査後に「(夏の再稼働は)不可能な目標ではない」と具体的に稼働時期に言及している(甲246)。

事実、相手方は大飯3号及び4号機について、昨年12月20日、24日で遅延していた書類提出をまとめて行い、他の原発と遜色なく、残る提出書類はあと3種類というところまでピッチを挙げた(甲245)。

被告の大飯3号及び4号機の早期再稼働に向けた意欲に対し、規制委員会が「まず安全性重視」よりも「再稼働」に協力するスタンスをとっていることは明瞭である。

そして、新基準適合審査の次に相手方が行う、定期検査のための点検項目チェックは、新基準適合審査にてほとんど終了した扱いにできるため、起動前検査は1日～2日で完了する見込みである。その準備は既に行われている。

ところで、新基準適合審査終了から実際に稼働するまでには、地元了解などを含めて約1カ月掛かる旨の報道が常々なされているところである。

しかし、本件大飯3号機及び4号機は、一昨年2012年の東日本大震災後の再稼働時に、住民説明会などを終了しているとして、福井県、おおい町、おおい町議会の了承さえあれば運転が開始されることが十分に考えられる。

これら地元自治体は繰り返し早期の再稼働を要望していることも考えれば、規制委員会の審査終了から約半月もあれば、運転が開始される可能性が十分高い。

とするならば、審査期間「約半年」に拘ってきた規制委員会の姿勢から見て、次回平成26年2月6日の審尋期日の後、年度末等、そう遠くない時期に本件大飯3号機及び4号機の新基準適合審査を終了させるおそれは否定できない。そして新基準適合審査の後には、地元合意を早々に済ませ再稼働に至ることが十分に考えられる。

6 結論

したがって、次回審尋期日で結審し、早期に決定が出されなければ、大飯3号機及び4号機が「再稼働」の結論ありきで、汚染水問題などの新たに認識された状況を踏まえて新基準自体を再検討することもなく、安全性チェックをないがしろにして形ばかりの適合審査を終結し、稼働に至るおそれが十分にある。

とすれば、本申立による再稼働差止めの必要性は極めて高いといえるのである。

以 上

別紙

第6 その他の審査手続きの問題点と再稼働が目前であること

2 新基準適合審査の実態

(1) 関係

ア 2013年1月16日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130116sokkiroku.pdf>

[7頁]

○記者 日経新聞のカワイです。

再稼働審査の件でお伺いしたいのですが、新安全基準も大分固まってきたと思うのですが、今後、事業者が再稼働したいというプラントに対して、どういった手続で再稼働を申請することになるのか、例えばこんな書類を持ってこいとか、こういう調査をしてこいとか、そういうような見通しがあったら教えてください。

○田中委員長 既にいろいろ議論を、今、公開ですので、事業者の方たちも聞きながらいろいろな手当をしているということは、昨日も委員会で電気事業者の方からも、こういうことをやっていますという報告があったと思うのです。

今後はもう少し具体的に、こちらの規制要件が決まってきますので、多分事業者は、それを見ながらそれに合ったような対応をしていただけていると思っています。

杓子定規というか、オフィシャルには、やはり 7月にできてからしか、変更申請とか、そういうことは受けられないと思いますけれども、その前にできることをやっておけば、仮にハード的なことが全部きちんとできていれば、その後の手続は短時間で済むのではないかと思いますし、できれば、そうしていただくことの方がいいのではないかと、私自身は思っています。

イ 2013年1月23日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130123sokkiroku.pdf>

[3頁]

○記者 ロイターのマエダと言います。

少し先のことになるのですけれども、以前1月の時に、7月に新しい安全のルールが施行された後の各号機のチェックに関しては、できるだけ速やかに
というようなコメントをされたのですけれども、多分申請ベースで一件一件来たものに対して、例えばひとつひとつ専門家のパネルを立ち上げるのか、それとも同じ原子力発電所の中にあるものだったら1つとして考えるのかなど、少しどのような形でバックフィットがなされているというのを判断されるのか、その時間はどれくらいかかるとお考えなのか教えてください。

○田中委員長 まさにできるだけ速やかに、as soon as possible という以外
は答えようがないのです。それでひとつひとつの原子力プラントごとに判断していくということになります。サイトが1つだから一緒にというわけにはいかないですね。ですから、そういう意味では、努力としか、心構えとしてはできるだけ速やかに、けれども安全について値切ることはないという、そういう考え方です。

ウ 2013年6月19日（水）原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130619sokkiroku.pdf>

[7～8頁]

○記者 分かりました。最後に1点で、流れの話になるのですけれども、今後7月8日施行予定で、その後に申請を受け取るということになるのですが、申請を受け取ってから、まず事務的な作業を経て、その後チームが公開の場

で検討をすると思いますが、その申請を受け取ってからチームが公開の場で検討するような本格的な審査が始まるまで、どのくらいかかるかと今のところはお考えですか。

○田中委員長 すぐには予測できないけれども、そんなに長くはかからないで本格審査に入らないといけないと。申請している事業者も一日でも早く動かしたいという思いで出してくるようなんです。別に早く動かすためにやるわけではないですけども、私たちもきちんと審査は進められるように、できるだけ早く速やかに効率よくやりたいと思っています。

[9～10頁]

○田中委員長 審査期間が最低6か月かどうかということは、明確に今、申し上げることはできなくて、かと言って1か月やそこらで終わるということはあり得ないとは思いますが、それは申請してくる事業者の準備次第で長さが相当変わってくるということかと思っています。今まで従来の審査で言えば、1年とかそういう期間がかかっていたということから言うと、今回は止まっているのをどうかという新しい規制基準で見ていくわけですけども、そういうことを含めて6か月程度かなというのが、これは希望的観測も含めて、そういうことかなと思っていますが、何か月になるかは分かりません。

○記者 ということは、基本的に今までと変わらないということですね。私どもとしては6か月という数字に飛びつこうとしているわけではなくて、今までとおっしゃっていたことが、例えば就任なされた時は一般論として大体6か月くらいではないかとおっしゃっていたのが、例えばいつの間にか一般論としては4か月でないかみたいに、言葉は悪いですけども、日和ってき

たとか、そういうことがないかどうかを一番知りたいです。そういう意味では、今までとおっしゃっていることは変わらないと理解していいですか。

○田中委員長 就任当時に申し上げたのは、新しい申請が来た時には、例えば変更申請があつて認可されて、あるものを工事して作る時には工事認可があつて、それから工事をして、こういうふうに棒つなぎになっていたわけです。

そうすると、どうしてもそういうものが直列ですから1年とか2年とか、2年以上はかからないようにということに決まっていたわけですが、今回はそういうことを含めて、前に提案させていただいたように、今日も議論にありましたが、既にできているものについては、それを認めた上で検査の段階できちんと見ましようとか、そういうこともあるから従来よりは多分短く審査できると思いますけれども、かと言って必要な審査は再評価も含めて、やらなければいけませんから、そういうことを含めるとそこそこというところになるんだと思います。だから、私が申し上げていることは別に何も変わっていないです。

エ 2013年6月26日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130626sokkiroku.pdf>

[7頁]

○記者 西日本新聞のクボタです。よろしくお願ひいたします。

昨日、自民党の電力安定供給推進議連が、中間提言というものを取りまとめました。規制委員会に対しては、安全審査について、効率的に迅速に進めるようにという文言が含まれたものを取りまとめたんですけれども、中間提言について、委員長の受け止めをお聞かせください。

○田中委員長 新聞以外は見えていないです。効率的にやるということですか。

○記者 効率的に迅速に進め、安全が確認された原発は、国の責任で早期再稼働をという文言です。

○田中委員長 それは今まで私が何度も繰り返していることだと思います。効率的、迅速に進めるけれども、安全を確認するのが重要なことであるから、そのことを手抜きしてまで、迅速にということにはならないですが、安全の確認については、できるだけ効率よく迅速に進めたい。速やかにと言ってもいいかもしれませんが。そういう努力をしますということは、何度も申し上げているので、その点に関しては、特に問題がないと思うんですけども、どうでしょうか。

(2) 関係

ア 2013年9月13日 原子力規制庁記者ブリーフィング
<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130913sokkiroku.pdf>

[3～4頁]

○記者 NHKのスガヤです。

ずっと何度も同じことをお聞きして恐縮ではあるのですが、審査が始まっていて、現地調査なども今日も入られています。今、お伺いしましたが、審査にかかるであろう期間は半年くらいということが委員長からもありましたけれども、2ヶ月くらいやってきた中でその辺のどれくらいかかるのかという感触ですとか見通してみたいものはないのでしょうか。

○森本次長 一言で言うと、それはなかなか難しい御質問だと思います。元々委員長も半年くらいかかる作業量であるとおっしゃった、併せて事業者か

ら出てくる資料であるとか対応によっても違うということもおっしゃったので、ある意味全くの見込みでございまして、現在おっしゃるとおり2ヶ月くらい審査が進んでいますが、そのプロセスの中でもいろいろなやり取りもございましたので、今の段階で見通しを立てるのはなかなか難しいかなと思います。

○記者 細かくて恐縮なのですが、それは半年という前回示された見通しが変わっていないということなのか、それを外して、今、見通し自体がないというお答えなのか、どちらなのでしょう。

○森本次長 基本的には前者だと思います。繰り返しになりますけれども、半年くらいの作業量だろうというところからスタートしていますので、その作業量が大幅に目算が違ったということではないとは思いますが。ただ、事業者のやり取りの中で審査は進みますので、そこはやはり濃淡がありますので、そういうことも含めて考えると、当初の想定とそんなに変わっていないと思いますけれども、では見通しが立てられるかというところ、まだまだこれは山の半ばなのだろうと思います。

イ 2013年10月16日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131016sokkiroku.pdf>

[6頁]

○記者 分かりました。

あと、適合審査なんですけれども、7月16日に1回目があって、今日でちょうど3か月になるんですが、担当課などに取材をすると、電力会社の資料提出が遅いとか、出された課題や宿題の回答が遅れているという声を聞きます。委員長から見て、電力会社の資料の提出が遅れている現状については、

どういうふうに思っているか、なぜ遅れていると考えているか、お聞かせください。

○田中委員長 私から申し上げることは何もないんです。何で遅れているのかは、私もよく分からないんですが、何を要求しているかということは、もちろん7月8日の新しい基準で分かっているし、その前の大飯をサンプルにしても、大体こういった要求がされるんだということも分かっているはずですから、その準備ができていれば、出てくるのではないかと思います。

出てくれば、規制庁の人たち、規制委員、更田さん、島崎さんを含めてですけれども、かなり無理な審査を一生懸命やっているというのは、ご存知のとおりですから、あとは事業者の責任でしょう。

ウ 2013年11月26日 第51回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

http://www.youtube.com/watch?v=KPDiOYH_wmY

○更田委員

「審査会合への資料提出に関して、深刻といたしますか、これまでにということで、今もう11月下旬になりましたので、すべていわば締め切りが来ている状況なんですけども、これで審査を進めていく上で、一通り説明を受けたいと思いますので12月第2週以降年内の審査会合においてこれらの関わる資料を提出していただきたいと考えております。」

エ 2013年11月27日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131127sokkiroku.pdf>

[p 3 11行目～]

○記者 今の段階で申し上げにくいと思うんですけども、最初に審査を合格するプラントは、いつごろだと思われますか。

○田中委員長 最初のころは、短くても半年はかかると申し上げたと思うんですが、半年を越えそうな雰囲気です。

昨日、更田さんが、とにかく必要な書類は早く出さないと言っていたよ
うに思うので、それが出てきていないところが一番の根本で、事業者をおも
んぱかって、できるだけいいものを出そうと努力しているのかも知れないけ
れども、何も出てこなければ、審査のしようがないところがあって、早く出
してもらおうよということを昨日は言いました。年内に出してくださいと、
昨日と言っていました。そんなことを言っていたような気がしましたので、
そこがポイントだと思います。

オ 2013年12月6日 規制庁次長会見 速記録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131206sokkiroku.pdf>

[4頁]

○記者 あともう一点、安全審査の件なのですけれども、12月に入って安
全審査が5ヶ月くらい経って、当初大体半年くらいかかるとかそういうよう
な話もあったのですけれども、今後の見通しとか最低もうちょっとこれくら
いわかりそうだみたいな見通しがありましたらお願いします。

○森本次長 正直申し上げて、今、見通しを申し上げることはできないと考
えています。ただ、12月中にまだ出ていない書類についてできるところか
ら出してほしいということを改めて更田委員から話がありましたので、それ
を見て今後の審査の手順を考えていくことになろうと思いますが、日程的な
ものとして見通しを申し上げることはできないと考えています。

カ 2013年12月11日 原子力規制委員会記者会見録

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20131211sokkiroku.pdf>

[11頁]

○記者 もう一点，再稼働申請の方ですけれども，電力事業者から資料が出てこないということで，進んでないと言われていたのですが，電力事業者からの資料の出方とか，その辺りはどんなふうに見ておられますか。御感想というか，急げと随分せつつかれていたように思うんですが，その結果，始めてみたらどうなんだという気がするんですが，いかがですか。

○田中委員長 とにかく出てこなければ審査ができないということで，相当厳しく更田委員も指摘しています。事業者の方，申請する側もいろいろ戸惑って，なかなか出てこないところもあるんだろう。早く適合性審査を進めようと思ったら，こちらも相当努力していますけれども，事業者にも更に努力を加速していただかないといけない。是非そうしていただきたいと思っています。

ただ，そう思っても，できることと，できないことがあるんでしょう。一つ一つのことは申し上げませんが，更田委員は前に年内に全部出せと言っていましたが，そのことを私は期待していますけれども，どうなるか分かりません。